

入第1012-2号  
令和5年9月20日

関係各団体の長 様

埼玉県総務部入札課長  
新井 昌行（公印省略）

資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の  
業務委託に係る同一入札への参加制限する運用基準の改正について（通知）

県の公共調達改革の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼  
申し上げます。

この度、下記のとおり「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」とい  
う。）同士の業務委託に係る同一入札への参加制限する運用基準」を改正しました  
ので、通知します。

## 記

### 1 改正する基準等

資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に  
係る同一入札への参加を制限する運用基準

### 2 改正の概要

- ・適用する入札から公募型指名競争入札を削除し、建設工事に係る設計、調査、  
測量若しくは監理業務委託並びに土木施設維持管理業務委託以外の全ての業  
務委託を追加した。
- ・建設工事に係る設計、調査、測量若しくは監理業務委託並びに土木施設維持管  
理業務委託以外の全ての業務委託の入札で、資本関係又は人的関係確認書の提  
出を求めることとした。
- ・建設工事に係る設計、調査、測量若しくは監理業務委託並びに土木施設維持管  
理業務委託に関しては、様式の一部変更のみで実質的な変更はない。

### 3 適用日

令和5年10月20日以降に公告するものから適用

### 4 入札課ホームページアドレス

入札・契約事務関係例規集（業務委託（建設工事等に係るものを除く））  
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/sonotakitei.html>)

担当：入札課 企画・公共調達改革担当  
柳下、山口  
電話：048-830-2734